

玉名市産業用地開発支援事業

開発計画募集要領

平成31年4月

玉名市

玉名市産業用地開発支援事業 開発計画募集要領

第1章 事業概要

1 事業の目的

玉名市では、「第2次玉名市総合計画」及び「玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、企業誘致による雇用の創出を掲げ、工業団地等の用地確保に努め新規企業の誘致を目指している。

しかしながら、市内には企業立地の受け皿として、未整備の工場適地や工場跡地などがあるものの企業立地ニーズにタイムリーに対応できる工業団地等の産業用地が存在しないのが現状である。

昨今の景気情勢等を鑑み、工業団地整備の必要性が高まる中、企業立地の促進と産業集積を目的として、官民連携による早期での新たな工業団地等の産業用地の整備を進めるため、玉名市産業用地開発支援事業に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、豊富な土地開発の実績を有する民間事業者の開発手法及び技術力等を活用した産業用地開発支援事業の開発計画を幅広く募集するものである。

なお、玉名市産業用地開発支援事業指定審査会要綱に基づき設置された玉名市産業用地開発支援事業指定審査会（以下「審査会」という。）において応募のあった開発計画を審査し、当該計画を妥当と認めた場合、要綱に基づく産業用地開発支援事業として指定し、指定を受けた事業者（以下「指定事業者」という。）を優遇措置の対象者として支援するものである。

2 事業名

玉名市産業用地開発支援事業

3 事業概要

(1) 対象地域

市内において市長が適当と認める地域

(2) 開発規模

5ha以上

(3) 開発条件

(ア) 開発事業区域が国道、県道、市道等の主要な道路に隣接又は主要な道路からの取付道路が100m以内であること。

(イ) 担当部局と必要な調整が完了しており、開発に必要な届出その他の手続きが完了していること。

(4) 開発する施設

(ア) 分譲区画

- (イ) 開発区域内の主要道路・区画道路・その他の通路及び取付道路等
 - (ウ) 公園・緑地等
 - (エ) 水道施設及び排水施設（調整池を含む）等
- (5) 支援内容（優遇措置）

要綱に基づき産業用地開発支援事業に指定することで、指定事業者に対して産業用地開発支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するとともに、産業用地整備で不可欠な道路、水道施設、排水施設等のインフラ整備（要綱で定めるインフラ整備で、整備後市に帰属するもの）について産業用地インフラ整備負担金（以下「負担金」という。）を交付する。

- (ア) 奨励金は、産業用地開発事業完了後に当該産業用地に課税される固定資産税相当額から開発事業完了前に課税されていた固定資産税相当額を減じた額を、奨励金として最長5年間交付する（賃貸の場合、奨励金は交付しない。また、年度途中での分譲の場合奨励金は按分の上交付する）。
- (イ) 負担金は、産業用地内外のインフラ整備（整備後市に帰属する道路、水道施設、排水施設）に要した費用について、指定事業者が整備に要した費用、又は、市が施工した際に想定される整備費用のいずれか低い額に1/2を乗じた額を、インフラ整備ごとに5,000万円を限度として負担金を交付する。

4 担当部署

熊本県玉名市産業経済部 商工政策課企業立地推進室

〒865-0025 熊本県玉名市高瀬290-1 玉名商工会館2階

電話 0968-71-2065

ファックス 0968-73-2220

電子メール shoko@city.tamana.lg.jp

5 事業の進め方

(1) 開発計画提出から開発支援事業指定まで

- (ア) 産業用地開発支援事業の指定を希望する事業者は、市が随時行う募集に対して、開発許可後の開発工事着工前までに要綱に基づく産業用地開発支援事業指定申請書（開発計画等の必要書類を添付）により応募する。
- (イ) 応募にあたっては、開発に当たって担当部局と必要な調整が完了し、開発に必要な届出その他手続きが完了していなければならない。
- (ウ) 市は、指定申請書を受理した後に審査会を開き、指定が妥当と認めた時は、産業用地開発支援事業指定通知書の交付により指定事業者に指定する。

(2) 協定書の締結、開発工事、企業誘致、奨励金等交付について

- (ア) 指定事業者は、指定通知書の交付を受けた後、速やかに市と開発事業工程や要綱の遵守、災害防止及び環境保全、誘致する企業等の事項に関して協議を行い、

その内容について協定を締結するものとする。なお、指定事業者が指定を取り消された場合、協定はその効力を失うものとする。

- (イ) 指定事業者は、指定通知書の交付を受けた後、速やかに開発工事に着工する。やむを得ない事情で、工事の一部について計画を変更する場合には、別途市と協議するものとする。
- (ウ) 指定事業者は、開発工事完了後に早期の誘致企業の施設稼働を図るべく、指定を受け協定を締結した後、遅滞なく企業誘致を開始する。なお、市が行う企業誘致活動のための産業用地の分譲にも協力すること。
- (エ) 指定事業者は、募集要領第1章事業概要の3事業概要(5)支援内容(優遇措置)について、要綱に基づき、開発工事完了後に奨励金及び補助金を申請し、交付決定後その交付を受けるものとする。

6 事業スケジュール

- (1) 募集受付開始日 平成31年4月1日(月)
※募集については随時受け付ける。ただし、要綱に基づき指定した産業用地開発支援事業の総面積が30haに達した時、新たな指定を行わないこととしているため、それ以降の応募は受け付けない。
- (2) 審査会 開発計画(指定申請書)受理後速やかに開催し、指定の可否を決定する。
- (3) 指定通知書交付 審査会での指定決定後速やかに交付する。
- (4) 協定書締結 指定通知書の交付を受けた後速やかに市と協定を締結すること。
- (5) 開発工事 指定通知書の交付を受けた後速やかに開発工事に着工すること。
- (6) 支援内容(優遇措置)の実施 開発工事完了後、所定の様式により申請し、交付決定後に奨励金及び負担金を交付する。

第2章 開発支援事業の募集と指定

1 基本的な考え方

- (1) 産業用地開発支援事業の指定を希望する民間事業者を募集する。
- (2) 産業用地開発支援事業の指定を希望する民間事業者は、市が随時行う募集に対して開発許可後の開発工事着工前までに応募すること。
- (3) 市は、応募のあった開発計画を審査し、計画を妥当と認めた場合は、産業用地開発支援事業として指定する。

2 応募資格要件

産業用地開発支援事業の指定募集に応募できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、応募資格の審査及び確認は審査会において行うものとする。

- (1) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (2) 開発に必要な届出その他の手続きを完了していること。

- (3) 市が行う企業誘致活動のための産業用地の分譲に協力すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団でないこと。同条第6号に規定する暴力団員でないこと。暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。役員に暴力団関係者がいないこと。

3 応募方法

産業用地開発支援事業の指定を希望する事業者は、要綱に基づく産業用地開発支援事業指定申請書及び開発計画等の必要書類の提出により応募するものとする。

(1) 提出書類

- (ア) 産業用地開発支援事業指定申請書（要綱様式第1号）
- (イ) 暴力団排除に関する誓約書（別紙1）
- (ウ) 会社の概要が分かる資料
- (エ) 開発事業計画書（場所、スケジュール、工事費内訳、位置図、平面図等）
- (オ) インフラ整備計画書（整備位置、スケジュール、工事費内訳、平面図等）
- (カ) 開発事業区域の公図、登記事項全部証明書、土地利用計画図、現況写真及び求積図
- (キ) 収支計画書又は資金計画書
- (ク) 国税及び地方税について滞納のない証明書・未納がないことの証明書等
- (ケ) その他市長が必要と認める書類（別途指示する）
 - ※（ア）、（イ）の様式については、玉名市ホームページに掲載するので、ダウンロードして使用すること
 - ※（ウ）～（キ）までは様式自由

(2) 募集期間

平成31年4月1日から随時受け付ける。ただし、要綱に基づき指定した産業用地開発支援事業の総面積が30haに達した時、新たな指定は行わないこととしているため、それ以降の応募については受け付けない。

(3) 提出部数

正本1部及び副本4部とする。

(4) 応募先

募集要領第1章事業概要の4担当部署

(5) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留に限る。）により提出すること。持参の場合は土・日・祝日を除く9時から17時まで受付するとし、ファックス又は電子メールによる提出は受け付けない。

(6) 募集の無効または指定の取消

産業用地開発支援事業の指定を希望する応募者又は指定事業者が次のいずれかに該当する場合は、募集受付を無効とし、または産業用地開発支援事業の指定を取り消し、既に支払った奨励金及び補助金の返還を求め、応募に当たっては、事前に理解の上応募すること。

- (ア) 募集要領第2章開発支援事業の募集と指定の2応募資格要件を満たさなくなった場合。
- (イ) 虚偽の申請その他不正の手段による指定を受けた場合。
- (ウ) 指定を受けた開発計画と異なる事業を行った場合。
- (エ) 奨励金交付期間中及び奨励金交付終了した翌年度から5年間は産業用地以外の用途への用途変更を禁止しているため、その規定に違反したとき。
- (オ) 前各号に定めるもののほか、市長若しくは審査会が無効あるいは取り消すものと認めた場合。

4 審査会による審査

応募のあった産業用地開発支援事業指定申請について、申請受理後に審査会を設置して参加資格要件及び事業計画等の内容について審査を行い、産業用地開発支援事業の指定事業者としての可否を決定する。審査の結果、計画を妥当と認めた場合は、指定事業者として指定し、奨励金及び負担金を交付する優遇措置の対象者として支援する。

5 事業指定申請に当たっての留意事項

- (1) 産業用地開発支援事業の指定を希望する応募者から提出された書類は返却しない。
なお、提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとする。
- (2) 産業用地開発支援事業の指定を希望する応募者が行う事業計画等の必要書類の作成及び提出に関する諸費用、その他一切の費用については、市はこれを負担しない。

6 関係法令等の遵守

指定事業者が産業用地開発支援事業を実施するに当たっては、本募集要領に定められた事項のほか、要綱及び関係する法令等を遵守すること。